

1 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染拡大防止対策と医療等提供体制の確保

国への提案事項

1 新型コロナウイルスの検査体制の強化

- 新型コロナウイルスとインフルエンザは症状による区別が難しいため、医療従事者が安全かつ迅速に診療・検査できるような手順や方法を明確に示すこと。
- 医療機関や介護施設等の職員に対して定期的にスクリーニングができる、簡便かつ迅速な検査方法を示すとともに、財政措置を講じること。

2 必要とされる医療資材の確保

- 「厚生労働省新型コロナウイルス感染症医療機関情報支援システム(G-MIS)」については、報告対象が一部の医療機関に限られていること、入力が煩雑なことなどから、医療資材の充足状況の全体把握ができていないため、報告対象機関の拡大及び操作性の向上を図ること。
- 感染拡大時にも、医療機関が必要な医療資材を購入できる仕組みを含め、安定的かつ迅速に供給できる体制を整備すること。
- 海外からの輸入のみに依存しない、国内での医療資材供給体制の整備を行うこと。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染症拡大防止対策と医療等提供体制の確保

国への提案事項

3 医療機関・介護事業所の減収補填

- 新型コロナウイルス感染症に伴う受診自粛などの影響により、医療機関の経営状況が悪化しており、自助努力のみでは経営改善は見込めない状況にあることから、医療提供体制の崩壊を招かないよう、早急に医療機関への財政支援を行うこと。
- また、介護事業所においても同様に、利用控えなどで経営難に陥り、自助努力による改善が困難となるおそれがあることから、経営安定化に向けた財政支援を行うこと。

4 コロナ患者情報等の都道府県への集約化に係る法的根拠の明確化

- 保健所設置市の感染者や疫学調査に係る情報を県へ集約し、県が迅速かつ効果的に緊急事態措置などの施策を実施できるよう、法的な根拠を明確にすること。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)

都道府県が実施する事務の多くを、保健所を設置する市も担うこととされている。

- ・ 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査(第15条)
- ・ 情報の公表(第16条) など



都道府県と保健所を設置する市との情報共有・連携が不可欠

新型インフルエンザ等対策特別措置法

対策を迅速に実施する観点から、都道府県における対策の総合調整や、感染防止のための協力要請などについて、広域自治体である都道府県が総合的に推進することとされている。

【提案先省庁:厚生労働省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染拡大防止対策と医療等提供体制の確保

① 新型コロナウイルスの検査体制の強化

広島県の取組/現状

○ 県内のPCR検査能力

【PCR検査能力月別推移】 (2020.10月現在)

	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
県内	1,882	2,818	2,998	3,082	3,318
県外	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
合計	4,182	5,118	5,298	5,382	5,618

○ 保健所を介さず、診療所等の医師の判断により迅速に検体採取(唾液)する体制を整備。(2020.10.21現在)

唾液検査協力医療機関

848医療機関/約1,700医療機関※

※1,700医療機関:県内の内科系医療機関数

○ 医療機関や介護施設等の職員に対しスクリーニングのための定期(1か月)的な検査を実施予定。(2020.10月現在)

検査対象医療機関 <small>帰国者接触者外来及び地域外来・検査センター</small>	検査対象人数
48機関	約2,880人/月(見込)
検査対象施設数 (高齢者・障害者入所施設数)	検査対象人数 (施設職員数)
475施設	約19,000人

課題

● 季節性インフルエンザの流行に伴う、検査需要の増加に対応するとともに、検体を採取する医療従事者への負担や感染リスクの低減を図る必要がある。

【インフルエンザ定点あたり報告患者数(2019/2020)】

全国:993,795人

広島県:21,753人

※ピーク時(広島県):2,613人《12/16-12/22(51週)》

【インフルエンザ抗原検査件数】 (単位:件)

	H26	H27	H28	H29
全国	20,361,187	20,621,027	23,490,324	30,760,809
広島県	558,162	564,691	610,180	780,137

● 医療機関、介護施設等においてクラスターが発生した場合の影響は極めて大きいため、感染防止対策を徹底する必要がある。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染拡大防止対策と医療等提供体制の確保

② 必要とされる医療資材の確保

課題

- G-MISで医療機関の状況は把握が可能となったが、報告対象が一部の医療機関に限られていること、入力が煩雑なことなどから、全体の把握はできていない。
- 感染拡大時に行政が購入したものを優先的に配布するスキームは整備されているが、供給を必要とする医療機関をすべて把握し、行政が配布することは不可能であるため、医療機関等が自ら購入できるスキームの整備が必要。
- 医療資材の輸入が止まったことが不足の大きな要因となったため、海外からの輸入のみに依存しない、国内企業での供給体制の整備が必要。

現状／広島県の取組

- 医療機関等への資材の配付状況 (9月11日時点)

配付先	マスク	N95マスク	ガウン	フェイスシールド*	使い捨て手袋
感染症指定医療機関等	243万枚	20万枚	86万枚	38万枚	254万枚
一般医療機関	268万枚	4万枚	28万枚	8.3万枚	89万枚
歯科, 薬局, 軽症者療養施設等	216万枚	7.5千枚	26.5万枚	3.2万枚	61万枚
社会福祉施設等	105万枚	-	10.5万枚	4.5万枚	10.1万枚

- 新型コロナウイルス感染症が引き続き流行しており、医療資材の需要が高い状況が続いている。

【G-MIS報告で把握した県内での1週間の想定使用量】

	サージカルマスク	非滅菌手袋
5月平均	248,164枚	1,688,213枚
6月平均	253,651枚	1,967,202枚
7月平均	260,821枚	2,179,536枚
8月平均	268,800枚	2,434,827枚

【G-MIS報告対象】 243/2,860施設(病院・医科診療所)

※ 歯科診療所, 薬局, 介護・福祉施設などは対象外

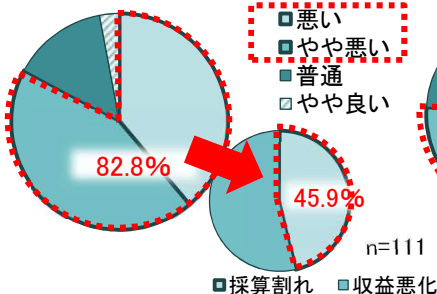
- 流通状況が改善している資材もあるが、流通は不安定で品薄や偏在など懸念される状況は続いており、効率的な供給システムの構築が必要。

現状/広島県の取組

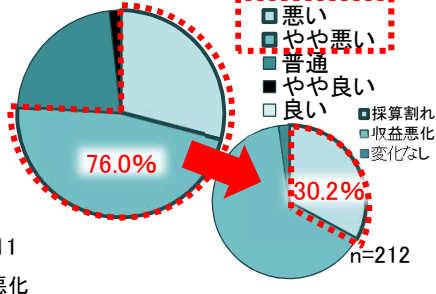
【医療機関】

○ コロナ禍において医療機関の約8割は経営状況が悪化しており、そのうち、約4割は採算割れの状況になっている。

【病院の経営状況】n=134



【診療所の経営状況】n=279



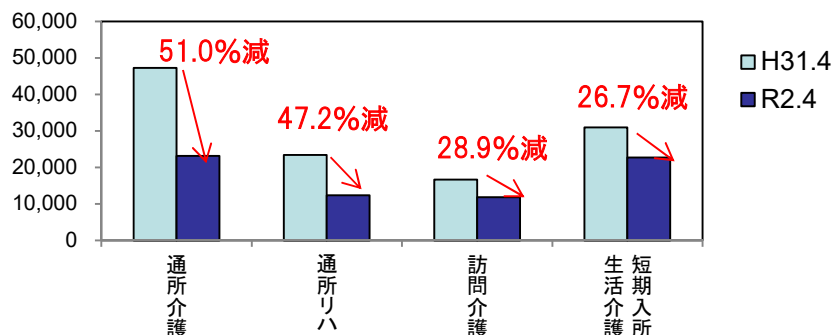
○ 医療機関の約8割が諸経費の削減を行い、また、5割以上が医療資材の調達の見直しを行っている。さらに、オンライン診療といった新たな取組に着手する医療機関が増えている。

出典：新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関の経営状況等に関する調査
(広島県 令和2年8月実施) 対象：県内医療機関1,037施設(病院237施設, 診療所800施設(医科500施設, 歯科300施設)) 回答率40.2%

【介護事業所】

○ クラスタが発生した地域では、通所サービス、短期入所サービスを提供する事業所において、一時的に収益が大きく減少している。

◆ クラスタ発生時(4月)の三次市の介護施設への介護報酬の給付状況(単位:千円)



1 新型コロナウイルス感染症対策

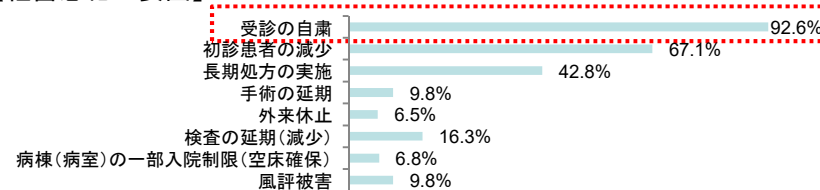
(1) 感染症拡大防止対策と医療等提供体制の確保

③ 医療機関・介護事業所への減収補填

課題

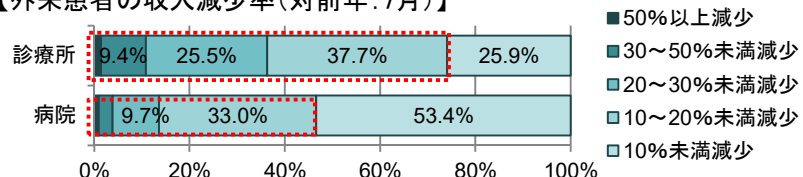
● コロナ禍で経営状況が悪化している主な要因は「受診の自粛」であり、当面の間は医療機関の経営状況の悪化は続く予想される。

【経営悪化の要因】



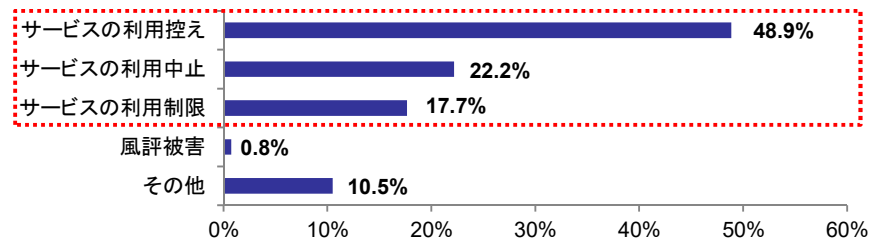
● 小規模な医療機関ほど収入の減少割合が大きくなっており、このままの状況が続くと、地域の医療提供体制の崩壊につながる恐れがある。

【外来患者の収入減少率(対前年:7月)】



● 介護事業所の収益減少の最も大きい要因は「サービスの利用控え」、 「サービスの利用中止」であり、感染拡大の状況によっては、事業所の経営が逼迫するおそれがある。

【県内の通所、短期入所サービス事業所の最も大きい収益減少の要因(n=266)】



出典：新型コロナウイルス感染症による経営状況への影響に関する調査
(広島県 令和2年8月実施, 対象：県内の介護事業所)

1 新型コロナウイルス感染症対策

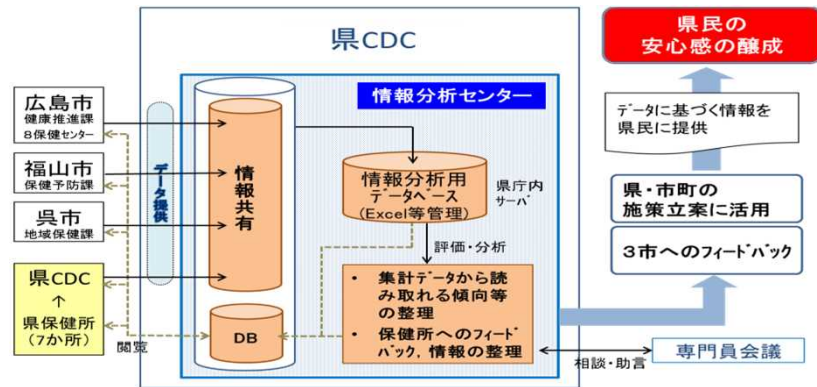
- (1) 感染症拡大防止対策と医療等提供体制の確保
- ④ コロナ患者情報等の都道府県への集約化に係る法的根拠の明確化

現状／広島県の取組

- 県内で発生した新型コロナウイルス感染者の約8割が、保健所を設置する3市(広島, 福山, 呉)において確認されている。
- 県と保健所を設置する3市が協力して、情報分析センターを立ち上げ、クラウドシステムの活用により情報の一元管理を行う感染情報分析事業※に取り組んでいる。

※ 積極的疫学調査を通じて得た、立寄り先や他者との接触時間などの行動履歴、症状などのデータを分析し、感染予防や感染拡大防止に向けた県民への情報発信を行う。

【情報分析センター業務フロー図】



- クラスタ発生時には、県から市の保健所にリエゾンを派遣している。

課題

- 感染症法に基づき、保健所を設置する市が県と同様の立場で収集している感染者情報について、個人情報への配慮から、市と県の間で情報が共有されない場合がある。
- 一方、新型インフルエンザ等対策特別措置法により緊急事態措置などの施策は、広域自治体である県が総合的に推進することとされており、感染症対策を、より一層効果的で効率的に実行するためには、保健所を設置する市との、適時適切な情報共有が不可欠である。
- このため、感染情報の一元管理について、法的な根拠を明確にし、整合性ある対策の実施を確保する必要がある。